防官文第15443号 27.10.1 一部改正 防官文第14477号 29.9.29 一部改正 防官文第5440号 30.4.1 一部改正 防官文第6336号 31.3.29 一部改正 防官文第6555号 令和元年9月2日 一部改正 防官文第10050号

令和2年7月1日

大臣官房長 各局長 統合幕僚長 防衛装備庁長官

> 総括文書管理者 大臣官房長 (公印省略)

防衛省本省の内部部局における行政文書の管理要領について(通達)

防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号)第33条の規定に基づき、 下記のとおり防衛省本省の内部部局における行政文書の管理要領について必要な事項を定 めたので通達する。

なお、官文第4027号(23.4.1)は、廃止する。

記

### 1 行政文書の管理に係る帳簿

防衛省行政文書管理規則(別表第1において「訓令」という。)及び防衛省行政文書管理細則(官文第4026号。23.4.1。以下「通達」という。)に規定する措置その他防衛省本省の内部部局(以下「内部部局」という。)における行政文書の管理のため必要な措置に係る帳簿を、別表第1のとおり備え付けるものとする。

#### 2 文書管理者

通達第2第6項第1号に規定する内部部局に置かれる文書管理者は、別表第2のとおりとする。

#### 3 文書管理担当者等

- (1) 通達第2第7項第1号に規定する文書管理担当者は、課等の先任部員又はこれに準ずる者をもって充てるものとする。
- (2) 通達第2第7項第5号に規定する文書管理担当者の補助者を複数指定する場合は、 その代表者を定めるものとする。
- (3) 文書管理者は、通達第4第1項第1号の規定による受付番号を付与する者として、 受付担当者を指定するものとする。
- (4) 文書管理者は、文書管理担当者の補助者又は受付担当者を指定したときは、別紙様 式第1により、副総括文書管理者に通知するものとする。
- (5) 前号の通知は、各局に置かれる文書管理者にあっては副主任文書管理者を通じて行うものとする。

## 4 電子掲示板等を活用する文書作成

文書管理者は、所掌事務に関係する事項について内部部局に周知する文書を作成し、 又は継続的に使用する様式を定める文書を作成した場合その他必要な場合は、当該文書 を内部部局の当該課等のホームページ等に掲載するよう努めるものとする。

#### 5 接受

通達第4第2項に規定する書留の郵便物、その取扱いにおいて引受け若しくは配達の 記録をする郵便物又はこれらに準ずるものを接受したときは、文書課において郵便受付 番号又は電報受付番号をそれぞれ付与し、関係のある課等に送付する。

#### 6 標準文書保存期間基準の作成

文書管理者は、通達第7第2項第4号に規定する標準文書保存期間基準の作成に当たっては、別表第3の防衛省本省内部部局における行政文書の保存期間基準を参酌して作成するものとする。

## 7 行政文書を配布する場合に用いる標準的な様式

通達第8第1項第4号に規定する行政文書を配布する場合に用いる標準的な様式は、 別紙様式第2を例とする。

#### 8 ファイリング用具の表示等

通達第8第3項第3号に規定するファイリング用具の表示等は、原則として、文書管理システムを用いて作成するものとする。

#### 9 集中管理

通達第8第7項に規定するもののほか、内部部局における集中管理の要領は、原則として、次の各号に定めるところにより、これを行うものとする。

- (1) 次に掲げる行政文書(統合幕僚監部及び防衛装備庁において起案された文書を含む。) は、決裁終了後、速やかに副総括文書管理者に引継ぎを行うものとする。
  - ア 防衛省行政文書管理規則別表第1の第1の項から第5の項までに該当する決裁文書
  - イ 訓令(防衛庁訓令及び防衛庁内訓、陸上自衛隊内訓、海上自衛隊内訓並びに航空 自衛隊内訓として制定されたものを含む。)の制定、改正及び廃止に関する決裁文 書
  - ウ 行動命令に関する決裁文書
  - エ 一般命令に関する決裁文書
  - オ 防衛大臣指示(長官指示として発せられたものを含む。)に関する決裁文書
  - カ 防衛省における文書の形式に関する訓令(昭和38年防衛庁訓令第38号)第1 5条第2項第1号及び第2号に掲げるもの(事務次官以上の決裁を要するものに限 る。)
- (2) 前号に掲げる行政文書に係る行政文書ファイル等の行政文書ファイル管理簿への登録の措置は、副総括文書管理者において行うものとする。
- (3) 通達第8第7項第1号に規定する行政文書ファイル等は、毎年度、副総括文書管理者が定めるところにより、引継ぎを行うものとする。
- (4) 通達第8第7項第2号に規定する行政文書ファイル等(第1号に掲げるものを除く。)は、その都度、集中管理の可否について検討を行うものとする。
- (5) 副総括文書管理者に引継ぎを行った行政文書ファイル等の保存に関する業務は副総括文書管理者において行うが、当該行政文書ファイル等の内容に関する責任は、引継ぎを行う前の当該行政文書ファイル等の文書管理者(以下「原文書管理者」という。)が負うものとする。例えば、秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)の規定により秘に指定された文書については、当該指定を行った管理者及びその指定する保全責任者が、条件変更、破棄等の事務を行い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づく開示請求等がなされた場合は、原文書管理者が対応するものとする。
- (6) 原文書管理者は、副総括文書管理者に引き継いだ行政文書ファイル等の写しを作成 し、標準文書保存期間基準に示された業務プロセスに係る行政文書と同一の行政文書 ファイルにまとめて保存するものとする。この場合において、原文書管理者は、引き 継いだ行政文書ファイル等の保存期間との整合性を図るものとする。

#### 10 受付番号印及び決裁済認印

受付番号印及び決裁済認印の様式は別紙様式第3のとおりとする。

## 文書管理担当者補助者等指定通知書

副総括文書管理者 大臣官房文書課長 殿

> 文書管理者 ○○局○○課長 (公印省略)

防衛省本省の内部部局における行政文書の管理要領について(防官文第15443号。27.10.1)第3項第4号の規定に基づき、○○局○○課(○○室)の文書管理担当者補助者等を下記のとおり通知する。

記

補	助者	受付	担当者	/#* -#*
職名	氏 名	職名	備考	

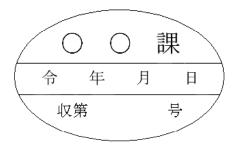
			文	書	管	理	情	報						
文書管理	者	:							開示	;	部分	開示	不	開示
一元的な管理	に					1								
責任を有する	者	:					作成	時						
分	類	:					区分	<del>}</del> :	1	2	3	4	5	6
作成年月	H	:				- 1								
取得年月	H	:				-								
保 存 期	間	:					理日	h :						
保存期間満了	日	:												
本 紙 含	め	:			枚・	₩.								
配 布	先	: 以下のとお	30		笛	折								

# 資料配布票

件 名					
配布年月日		年 月 日( )			
配布元	〇 〇 局 〇	) 〇 課 担当者名(内	線 )		
配	布		先		
大 臣 ⑤	大臣官房長	整盤備計画局長	地方協力局長		
副大臣③	秘 書 課	防衛計画課	地方協力局次長		
〇〇大臣政務官③	文 書 課	情報通信課	地方協力企画課		
〇〇大臣政務官③	企画評価課	計施設計画課	方 地 方 調 整 課		
大 臣 政 策 参 与	広 報 課	施設整備官	周辺環境整備課		
事務次官②	宮 会 計 課	迪 提供施設計画官	協防音対策課		
防衛審議官②	監 査 課	局施設技術管理官	補償課		
政策立案総括審議官	房 訟 務 管 理 官	人 人事教育局長	施設管理課		
衛 生 監	防衛政策局長	人事計画・補任課事	力 提供施設課		
施 設 監	〇〇防衛政策局次長	給 与 課	労務管理課		
報 道 官	○○防衛政策局次長 <b>衛</b>	教 人 材 育 成 課	沖縄調整官		
公文書監理官	防衛政策課	厚生課	局 調 達 官		
サイバーセキュリティ・情報化審議官	戦略企画課	育 服務管理官			
〇 〇 審 議 官	政 日米防衛協力課	局 衛 生 官			
〇 〇 審 議 官	国際政策課				
〇 〇 審 議 官	運用政策課				
〇 〇 審 議 官	第				
〇 〇 審 議 官	訓練課				
〇 〇 審 議 官	局 参 事 官				
防衛大学校	防衛医科大学校	防衛研究所	統合幕僚監部		
陸上幕僚監部	海 上 幕 僚 監 部	航空幕僚監部	情 報 本 部		
防衛監察本部	北海道防衛局	東北防衛局	北関東防衛局		
南関東防衛局	近畿中部防衛局	中国四国防衛局	九州防衛局		
沖縄 防衛 局	防衛装備庁	司令部参事官			

注:必要に応じ、配布元の局課等内の配布先等を追加することができる。

## 1 受付番号印



# 2 決裁済認印



# 行政文書の管理に係る帳簿

帳簿名	作成単位	作成責任者	関連規則
行政文書ファイル管理	文書管理者	文書管理者(※)	訓令第2条第3号
簿			
移管・廃棄簿	文書管理者	文書管理者(※)	訓令第22条第3項
受付簿 (文書受付台帳)	文書管理者	文書管理者	通達第4第1項
電報受付簿	内部部局	副総括文書管理者	通達第4第2項
特殊郵便受付簿	内部部局	副総括文書管理者	
経由文書簿	内部部局	副総括文書管理者	通達第4第3項
決裁簿 (文書発簡台帳)	内部部局	副総括文書管理者	通達第5第1項第2
			号

<sup>※</sup> 副総括文書管理者が内部部局に係る帳簿全体を取りまとめる。

# 文書管理者

局等	文書管理者
大臣官房	秘書課長
	文書課長
	企画評価課長
	広報課長
	会計課長
	監査課長
	訟務管理官
防衛政策局	防衛政策課長
	戦略企画課長
	日米防衛協力課長
	国際政策課長
	運用政策課長
	調査課長
	訓練課長
	参事官
整備計画局	防衛計画課長
	情報通信課長
	施設計画課長
	施設整備官
	提供施設計画官
	施設技術管理官
人事教育局	人事計画・補任課長
	給与課長
	人材育成課長
	厚生課長
	服務管理官
	衛生官
地方協力局	地方協力企画課長
	地方調整課長
	周辺環境整備課長
	防音対策課長
	補償課長
	施設管理課長
	提供施設課長
	労務管理課長
	沖縄調整官
	調達官

# 防衛省本省内部部局における行政文書の保存期間基準

法令の制定又は改廃及びその経緯	移管
(2) 法律案の審査       ア 法律案の審査の過程が記録された 文書 (一の項ロ)       ・法制局提出資料 ・審査録       2 (1)ア1 (2)         (3) 他の行政機関への協議       ア 行政機関協議文書 (一の項ハ) ・各省への協議案 ・各省からの質問意見・各省からの質問意見に対する回答       ・2 (1)ア1 (3)         (4) 閣議       ア 閣議を求めるための決裁文書及び ・5 点セット (要綱、法律       2 (1)ア1 (4)	
の協議       ・各省からの質問意見・各省からの質問意見に対する回答         (4) 閣議       ア 閣議を求めるための決裁文書及び ・5 点セット(要綱、法律	
	1
(	
(5) 国会審議       ア 国会審議文書 (一の項へ)       ・議員への説明         ・趣旨説明       ・想定問答         ・答弁書       ・国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書	
(6) 官報公示その他 ア 官報公示に関する文書その他の公 ・官報の写し の公布       クロス ・ では、	
(7) 解釈又は運用の ア 解釈又は運用の基準の設定のため	
イ 解釈又は運用の基準の設定のため の決裁文書 (一の項チ) ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
(条約その他の国       域をいう。)との交渉に関する文 ・交渉方針         書及び解釈又は運用の基準の設定 ・想定問答のための決裁文書(二の項イ及び ・逐条解説	移管(経済協力 関係等で定型化 し、重要性がな いものは除 く。)
その経 緯)       イ 他の行政機関の質問若しくは意見 又はこれらに対する回答に関する 支書その他の他の行政機関への連 絡及び当該行政機関との調整に関する回答       ・各省からの質問意見に対す る回答	
ウ 条約案その他の国際約束の案の検 討に関する調査研究文書及び解釈 又は運用の基準の設定のための調 査研究文書(二の項ハ及び二) ・情報収集分析	
(2) 条約案の審査 ア 条約案その他の国際約束の案の審 ・法制局提出資料 2(1)ア2(2) ・審査録 項ハ)	
(3) 閣議 ア 閣議を求めるための決裁文書及び ・閣議請議書 ・ 2(1)ア2(3) 閣議に提出された文書 (二の項 ・ 案件表 ・ 配付資料	
(4) 国会審議       ア 国会審議文書 (二の項ニ)       ・議員への説明         ・趣旨説明       ・想定問答         ・答弁書       ・国会審議録	
(5) 締結 ア 締結に関する文書 (二の項ホ) ・署名本書 2(1)ア2(5) ・調印書	
(6) 官報公示その他 の公布       ア 官報公示に関する文書その他の公 を報の写し (1)ア2(6)         の公布       布に関する文書(二の項ニ)	

3 政令	(1) 立案の検討	ア 立案基礎文書 (一の項イ)	・基本方針	30年	2(1) 7 3(1)	移管
(政令の	(1) = >K =  X  1		・基本計画			D 0
制定又は			・条約その他の国際約束			
改廃及び			・大臣指示			
その経緯		/ 立安の投針に関する党を登立書	・政務三役会議の決定			
		イ 立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ)	<ul><li>・開催経緯</li><li>・諮問</li></ul>			
		( 0/4/)	・議事の記録			
			•配付資料			
			・中間答申、最終答申、中間			
			報告、最終報告、建議又は			
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書	提言 ・外国・自治体・民間企業の			
		(一の項イ)	状況調査			
			・関係団体・関係者のヒアリ			
			ング			
	(2) 政令案の審査	ア政令案の審査の過程が記録された	・法制局提出資料		2(1) 7 3(2)	
	(a) 辛日八吉工佐	文書(一の項ロ) ア 意見公募手続文書(一の項ハ)	・審査録	_	2(1) 7 3(3)	1
	(3) 意見公募手続	月 息見公券手続人者 (一の填へ)     日    日    日    日    日    日    日	・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文		2 (1) / 3 (3)	
			及び参照条文			
			・意見公募要領			
			・提出意見			
			・提出意見を考慮した結果及			
	(4) 他の行政機関へ	ア 行政機関協議文書(一の項ハ)	びその理由 ・各省への協議案	4	2(1) 7 3 (4)	4
	(4) 他の行政機関へ の協議	/ 11 収傚) 励職又者 (一の現ハ)	・各省への協議系 ・各省からの質問意見		2 (1) / 3 (4)	
	· ~ 1/1/J HQX4		・各省からの質問意見に対す			
			る回答			
	(5) 閣議	ア閣議を求めるための決裁文書及び	・ 5 点セット (要綱、政令	1	2(1) ア 3(5)	]
		閣議に提出された文書(一の項	案、理由、新旧対照条文及			
		=)	び参照条文) ・閣議請議書			
			・ 阁			
			・配付資料			
	(6) 官報公示その他	ア 官報公示に関する文書その他の公	・官報の写し		2(1) 7 3(6)	1
	の公布	布に関する文書 (一の項ト)				
	(7)解釈又は運用の	ア 解釈又は運用の基準の設定のため の調査研究文書 (一の項チ)	・外国・自治体・民間企業の状況調査		2(1) ア 3(7)	
	基準の設定	の調査切允文音(一の項))	・関係団体・関係者のヒアリ			
			ング			
		イ 解釈又は運用の基準の設定のため	・逐条解説	-		
		の決裁文書 (一の項チ)	・ガイドライン			
			・訓令、通達又は告示			
4 省令	(1) 立案の検討	ア 立案基礎文書 (一の項イ)	・運用の手引   ・基本方針	30年	2(1) 7 4(1)	移管
省争の	(1) 立条(7)使时	/ 立朵左旋又音( り切り)	・基本計画	304	2 (1) / 4 (1)	19日
制定又は			・条約その他の国際約束			
改廃及び			・大臣指示			
その経			・政務三役会議の決定			
緯)		イ 立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯			
		(一の項イ)	・諮問 ・議事の記録			
			・配付資料			
			<ul><li>・中間報告、最終報告又は提</li></ul>			
			言	1		
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の			1
		(一の項イ)	状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ			1
			・関係団体・関係有のモデリング			1
	(2) 意見公募手続	ア 意見公募手続文書(一の項ハ)	・省令案	1	2(1) 7 4(2)	1
			・趣旨、要約、新旧対照条文			1
			及び参照条文			1
			・意見公募要領 ・提出意見			1
			・促口尽見  ・提出意見を考慮した結果及			1
			びその理由			
	(3) 制定又は改廃	ア 省令その他の規則の制定又は改廃	・省令案		2(1) 7 4(3)	]
		のための決裁文書 (一の項ホ)	・理由、新旧対照条文及び参			1
	(4) 官報公示	ア 官報公示に関する文書(一の項	照条文 ・官報の写し	4	2(1) 7 4(4)	4
	は、日秋ム小	ト) 自報公外に関する文書(一の項	ロ形ツザし		2 (1) / 4 (4)	
	(5) 解釈又は運用の	ア 解釈又は運用の基準の設定のため	・外国・自治体・民間企業の	1	2(1) 7 4(5)	1
	基準の設定	の調査研究文書 (一の項チ)	状況調査			
			・関係団体・関係者のヒアリ			1
		イ 解釈又は運用の基準の設定のため	<ul><li>ング</li><li>・逐条解説</li></ul>	4		
		の決裁文書(一の項チ)	<ul><li>・</li></ul>			1
		- / VV99Aハ目( Y/T系/ /	・訓令、通達又は告示			1
I			・運用の手引			İ

5 閣議	(1) 質問主意書及び	会議又は省議(これらに準ずるものを含すを介える) ア答弁の案の作成の過程が記録され	・法制局提出資料	30年	2(1)ア5(1)	移管	
(閣議の 決定又は 了解及び その経	国会答弁 (質問主意書に 対する答弁に関 する閣議の求め	た文書(四の項イ) イ 閣議を求めるための決裁文書及び 閣議に提出された文書(四の項 ロ)	<ul><li>・審査録</li><li>・答弁案</li><li>・閣議請議書</li><li>・案件表</li></ul>				
緯)	及び国会に対す		・配付資料				
	る答弁その他の 重要な経緯)	ウ 答弁が記録された文書(四の項 ハ)	<ul><li>答弁書</li></ul>				
	(2) 基本方針、基本 計画、大力書等 (基本方針は 基本計画の閣案件 をのれた案の 関する立案の 関する立案の	ア 立案基礎文書 (五の項イ)  イ 立案の検討に関する審議会等文書 (五の項イ)	<ul> <li>・基本方針</li> <li>・基本計画</li> <li>・条約その他の国際約束</li> <li>・大臣指示</li> <li>・政務三役会議の決定</li> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> </ul>		2(1) 7 5(2)		
	討及び閣議の求 めその他の重項 な経4の項まで 及び515に掲げる ものを除	ウ 立案の検討に関する調査研究文書	・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間 報告、最終報告、建議又は 提言 ・外国・自治体・民間企業の				
	ものを豚 く。))	(五の項イ)	<ul><li>状況調査</li><li>・関係団体・関係者のヒアリング</li><li>・任意パブコメ</li></ul>				
		エ 行政機関協議文書 (五の項ロ)	・各省への協議案 ・各省からの質問意見 ・各省からの質問意見に対す る回答				
		オ 閣議を求めるための決裁文書及び 閣議に提出された文書(五の項 ハ)	<ul><li>・基本方針案</li><li>・基本計画案</li><li>・白書案</li><li>・閣議請議書</li><li>・案件表</li><li>・配付資料</li></ul>				
6 閣僚会議 等 (関係行 政機関の	(1) 閣僚会議等に係 る経緯等 (関係行政機関 の長で構成され	ア 会議の決定又は了解に係る案の立 案基礎文書 (六の項イ)	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	10年	2(1)ア6	移管	
長で構成 される会 議(これ に準ずる	れる会 (これ 立案の検討及び 他の行政機関へのを含。この 「このにおい同。)のの定又は解及びの経))	イ 会議の決定又は了解に係る案の検 討に関する調査研究文書(六の項 イ)	・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ ング				
ものを含 む。この 項におい		この	, , ,	・各省からの質問意見に対す る回答			
け。)の 決定又は 了解及び その経 緯)			1				
- 412 41/6 64		オ 会議の決定又は了解の内容が記録された文書(六の項ハ)	・決定了解文書			21. bla	
7 省議等 (省議 (これに 準ずるも	(1) 省議等に係る経 緯等 (省議の決定又 は了解に関する	ア 省議の決定又は了解に係る案の立 案基礎文書(七の項イ)	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	10年	2(1)ア7	移管	
のを含 む。この 項におい て同	立案の検討その 他の重要な経 緯)	イ 省議の決定又は了解に係る案の検 討に関する調査研究文書(七の項 イ)	<ul><li>・外国・自治体・民間企業の 状況調査</li><li>・関係団体・関係者のヒアリ ング</li></ul>				
じ。)の 決定又は 了解及び その経 緯)		ウ 省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ)及び省議(大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書	・配付資料 ・議事の記録				
		エ 省議の決定又は了解の内容が記録 された文書(七の項ハ)	・決定了解文書				
		丁政機関若しくは地方公共団体に対して ア 申合せに係る案の立案基礎文書	- - 示す基準の設定及びその経緯 - 基本方針	10年	2(1)78	移管	
8 申合せ (複数の 行政機関 による申	緯等 (複数の行政機 関による申合せ	(八の項イ)	・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	1 0 平	2 (1/ / 0	沙官	
たまる日 合せ及び その経 緯)	に関する立案の 検討及び他の行 政機関への協議 その他の重要な	イ 申合せに係る案の検討に関する調 査研究文書 (八の項イ)	<ul><li>・外国・自治体・民間企業の 状況調査</li><li>・関係団体・関係者のヒアリ ング</li></ul>				
	経緯)	ウ 申合せに係る案の検討に関する行 政機関協議文書 (八の項イ)	・各省への協議案 ・各省からの質問意見 ・各省からの質問意見に対す る回答				

9 他機し基(政対す設そ緯)の関で準を機し基定の)で対すででででは、一般の関で準を経り、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	(1) 基準に係る経緯 等 (基準の設定に 関する立案の検 討その他の重要 な経緯)	エ 他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項ロ)  オ 申合せの内容が記録された文書(八の項ハ) ア 立案基礎文書(九の項イ)  イ 立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料  ・申合せ ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付質答申、最終答申、中間報告、記録・申間、最終報告、建議又は ・外国・自治体・民間企業の状況調査	10年	2 (1) ア 9	移管
		エ 基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書(九の項ロ) オ 基準を他の行政機関に通知した文書(九の項ハ)	<ul><li>・関係団体・関係者のヒアリング</li><li>・基準案</li><li>・通知</li></ul>			
10 地団し基(共対す 次に示 方体て準地団し基定の) なに示のび (共対す 設を緯)	(1) 基準に係る経緯 等 (基準の設定に 関する立案の検 討その他の重要 な経緯)	ア 立案基礎文書 (九の項イ)  イ 立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	10年	2(1)710	移管
個人又け決人の	権利義務の得喪及びその	ウ 立案の検討に関する調査研究文書 (九の項イ)  エ 基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書(九の項ロ)  オ 基準を地方公共団体に通知した文書(九の項ハ)	<ul><li>・外国・自治体・民間企業の 状況調査</li><li>・関係団体・関係者のヒアリング</li><li>・基準案</li><li>・通知</li></ul>			
11個人 利義個人の 権利義務人の 権利義喪 のびその経 緯)	(1) 審査基準等法 (1) 審査手等 (1) 第8 第8 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5	ア 立案の検討に関する審議会等文書 (十の項) イ 立案の検討に関する調査研究文書 (十の項)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	2(1)711(1)	移管
	案の検討その他 の重要な経緯)	ウ 意見公募手続文書(十の項)  エ 行政手続法第2条第8号ロの審査 基準、同号ハの処分基準及び同号 ニの行政指導指針を定めるための 決裁文書(十の項) オ 行政手続法的6条の標準的な期間	<ul> <li>・審査基準案処分基準案行政 指導指針案</li> <li>・意見公募要領</li> <li>・提出意見</li> <li>・提出意見を考慮した結果及びその理由</li> <li>・審査基準案処分基準案行政 指導指針案</li> <li>・標準処理期間案</li> </ul>			
	(2) 許認可等 (行政手続法第 2条第3号の許 認可等(以下 「許認可等」と いう。) に関す る重要な経緯)	を定めるための決裁文書(十の項) ア 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	<ul><li>・審査案</li><li>・開示決定案</li><li>・理由</li></ul>	許認可等の 効力が消滅 する特定日以 後5年	2 (1) 7 1 1 (2)	廃棄

	(3) 不利益処分等 (行政手続法第 2条第4号の不 利益処分(以分) 「不利益処分」という。)に関 する重要な経 緯)	ア 不利益処分をするための決裁文書 その他当該処分に至る過程が記録 された文書 (十二の項)	・処分案 ・理由	5年	2(1)711(3)	廃棄
	(4) 補助金等 (補助金等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等	ア 交付の要件に関する文書(十三の項イ) イ 交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ) ウ 補助事業等実績報告書(十三の項ハ)		交付に係る 事業日 日 日 定 日 定 日 を 5 年	2(1)711(4)	以下について移管 ・補助金等の公 布の要件に関す る文書
	(5) 不服申立て等 (不服申立てに 関する審議会等 における検討そ の他の重要な経 緯)	ア 不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ) イ 審議会等文書(十四の項ロ) ウ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ) エ 裁決書又は決定書(十四の項ニ)	<ul> <li>・不服申立書</li> <li>・録取書</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・答申、建議又は意見</li> <li>・弁明書</li> <li>・反論書</li> <li>・意見書</li> <li>・裁決決定書</li> </ul>	裁決、決定 そのがに外のの 日定日 日定年 0年	2(1)711(5)	以下について移管 ・法令の解決等をその後をを等 に大き事件 に大き事件 を審議会いの事業をする もの審議会いの事業とめた もののもなどである。 ・審にの取りまとめた もの
	(6) 訴訟 (国又は行政機 関を当事者とす る訴訟の提起そ の他の訴訟に関 する重要な経 緯)	ア 訴訟の提起に関する文書(十五の項イ) イ 訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ウ 判決書又は和解調書(十五の項ハ)	<ul> <li>・訴状</li> <li>・期日呼出状</li> <li>・答弁書</li> <li>・準備書面</li> <li>・各種申立書</li> <li>・口頭弁論証人等調書</li> <li>・書証</li> <li>・判決書</li> <li>・和解調書</li> </ul>	訴訟が終結 する特定日以 後10年	2(1)711(6)	以下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
12 法利 (	(1) 審査 (1) 審査 (1) 審査 (1) 審査 (1) 審査 (1) 審査 (1) 第	ア 立案の検討に関する審議会等文書 (十の項)  イ 立案の検討に関する調査研究文書 (十の項)  ウ 意見公募手続文書(十の項)  エ 行政手続法第2条第8号ロの審査 基準、同号ハの処分基準及び同号 ニの行政指導指針を定めるための 決裁文書(十の項)  オ 行政手続法第6条の標準的な期間 を定めるための決裁文書(十の 項)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終答申、東区は 提言 ・外記・自治体・民間企業の 状況源団体・関係者のヒアリング ・審査基準案処分基準案行政 指導見公意見 き提出意見を考慮した結果及 び番連案処分基準案行政 指導業 要領・提出での理由 ・審査基準案 処分基準案行政 指導 ま変 を ま を ま を ま を ま を ま を ま を で を す を ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま	10年	2(1) 7 1 2(1)	
	(2) 許認可等 (許認可等に関 する重要な経 緯)	ア 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書 (十一の項)	<ul><li>審查案</li><li>・開示決定案</li><li>・理由</li></ul>	許認可等の 効力る特に日 る特定日 後5年	2(1) 7 1 2(2)	以下について移管 ・運輸、郵便、電気 ・運輸、郵便、電気 ・値信事業その他事業に 関する私が人等の設 ・公・廃止等、指導・ 監督等に関するもの
	(3) 不利益処分等 (不利益処分に 関する重要な経 緯)	ア 不利益処分をするための決裁文書 その他当該処分に至る過程が記録 された文書 (十二の項)		5年	2(1) 7 1 2(3)	廃棄

	(4) 補助金等 (補助金等の交 付(地方公共可 体に対する交付 を含む。)に関 する重要な経 緯)	ア 交付の要件に関する文書 (十三の項イ) イ 交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 (十三の項ロ) ウ 補助事業等実績報告書 (十三の項ハ)	<ul><li>・交付規則交付要綱実施要領</li><li>・審査要領選考基準</li><li>・審査案</li><li>・理由</li><li>・実績報告書</li></ul>	交付に係る 事業が終了 する日に係 る特定日以 後5年	2(1)712(4)	以下について移管 ・補助金等の公布 の要件に関する文 書
	(5) 不服申立て等 (不服申立て等 (不服申立でに 関する審議会等 におけるを検討そ の他の重要な経 緯)	ア 不服申立書又は口頭による不服申立立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ) イ 審議会等文書(十四の項ロ) ウ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ) エ 裁決書又は決定書(十四の項ニ)	<ul> <li>・不服申立書</li> <li>・録取書</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・答申、建議又は意見</li> <li>・弁明書</li> <li>・反論書</li> <li>・意見書</li> <li>・裁決決定書</li> </ul>	裁決、 決のがに 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 年 日 年 年 名 後 1 日 3 日 3 日 3 日 4 日 4 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5	2(1)712(5)	以下について移管との後では、法令の政策を表して、法令の政策を要する。など、事件に対して、政策を持続して、政策を持続して、政策を対し、対し、政策を対して、政策を対して、政策を対し、対し、政策を対し、政策を対し、政策を対し、政策を対し、対し、政策を対し、政策を対し、対し、政策を対し、政策を対し、対し、政策を対し、政策を対し、対し、政策を対し、対し、政策を対し、対し、政策を対し、対し、対し、政策を対し、対し、政策を対し、対し、政策を対し、対し、対し、政策を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対
	(6) 訴訟 (国又は行政機 関を当事者とす る訴訟の提起そ の他の訴訟に関 する重要な経 緯)	ア 訴訟の提起に関する文書(十五の項イ) イ 訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ウ 判決書又は和解調書(十五の項ハ)	<ul> <li>訴状</li> <li>期日呼出状</li> <li>答弁書</li> <li>準備書面</li> <li>各種申立書</li> <li>口頭弁論証人等調書</li> <li>書証</li> <li>判決書</li> <li>和解調書</li> </ul>	訴訟が終結 する日に係 る特定日以 後10年	2(1)712(6)	以下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
職員の人事に関 13 職員の人 事 (職員の 人事と する 項)	する事項 (1) 人事評価実施規程 (人事評価実施 規程の制定又は変更及びその経緯)	ア 立案の検討に関する調査研究文書 (十六の項イ) イ 制定又は変更のための決裁文書 (十六の項ロ) ウ 制定又は変更についての協議案、 回答書その他の内閣総理大臣との 協議に関する文書(十六の項ハ) エ 軽微な変更についての内閣総理大 臣に対する報告に関する文書(十	<ul> <li>・外国・自治体・民間企業の 状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・規程案</li> <li>・協議案</li> <li>・回答書</li> </ul>	10年	2(1)713(1)	廃棄 ※訓令別表第1の 備考2に掲げるも のも同様とする。 (ただし、閣議等 に関わるものにつ いては移管)
	(2) 研修 (職員の研修の 実施に関する計画の立案の検討 その他の職員の 研修に関する重要な経緯)	六の項ニ) ア 計画の立案に関する調査研究文書 (十七の項) イ 計画を制定又は改廃するための決裁文書 (十七の項) ウ 職員の研修の実施状況が記録された文書 (十七の項) ア 職員の兼業の許可の申請書及び当	<ul> <li>・外国・自治体・民間企業の 状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・計画案</li> <li>・実績</li> <li>・申請書</li> </ul>	3年	2 (1) 7 1 3 (2) 2 (1) 7 1 3 (3)	
	(職員の兼業の 許可に関する重 要な経緯) (4) 退職手当 (退職手当の支 給に関する重要 な経緯)	該申請に対する許可に関する文書 (十八の項) ア 退職手当の支給に関する決定の内 容が記録された文書及び当該決定 に至る過程が記録された文書(十 九の項)	<ul><li>承認書</li><li>調書</li></ul>	支給制限その 他の支給に関 するとができる 期間でする場所でする 毎のいずれか 長い期間	2(1)713(4)	
その他告示及	(1) 告示 (告示の立案の 検討その他の重 要な経緯(1の 項から13の項 までに掲げるも のを除く。))	ア 立案の検討に関する審議会等文書 (二十の項イ)  イ 立案の検討に関する調査研究文書 (二十の項イ)  ウ 意見公募手続文書(二十の項イ)  エ 制定又は改廃のための決裁文書 (二十の項ロ) オ 官報公示に関する文書(二十の項	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付答申、最終答申、中間報告、最終答申、中間答申、最終答申、中間報告、最終答申、中間報告書。 ・外国・自治体・民間企業の状況団体・関係者のヒアリング ・告示案 ・意見公募要領・提出意見を考慮した結果及び告示案 ・信報の写し	10年	2(1) 7 1 4(1)	廃棄

	(2) 訓令及び通達 (訓令及び通達 の立案の検討そ の他の重要な経 緯(1の項までに 掲げるものを除 く。))	ア 立案の検討に関する調査研究文書 (二十の項イ) イ 制定又は改廃のための決裁文書 (二十の項ロ)	・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ ング ・訓令案通達案 ・防衛省行政文書管理規則案 ・防衛省本省の部局において 使用する公印に関する訓令 案	10年	2(1)ア14(2)	以下について移管・防衛省行政文書管理規則要なの他及びは改廃を割定又は改成では改成では、 めの決裁文書
15 予算及び 決算 (予算及 び決算に 関する事 項)	(1) 予算 (歳入、歳出、 継続費、び裏越明 許費及び国為の見 積に関する書類	ア 歳入、歳出、継続費、繰越明許費 及び国庫債務負担行為の見積に関 する書類並びにその作製の基礎と なった意思決定及び当該意思決定 に至る過程が記録された文書(二 十一の項イ)	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書	10年	2(1)715(1)	以下について移管 ・財政法第17条第 2項の規定による 歳入歳出等見積書 類の作製の基礎さ なった方針及び
49)	何に製きの他の 予算に関する 事な経緯(5の 項(2)に掲げ るものを除 く。))	イ 財政法 (昭和22年法律第34 号) 第20条第2項の予定経費要 求書等並びにその作製の基礎と なった意思決定及び当該意思決定 に至る過程が記録された文書 (二 十一の項ロ)	<ul><li>・予定経費要求書</li><li>・継続費要求書</li><li>・繰越明許費要求書</li><li>・国庫債務負担行為要求書</li><li>・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書</li></ul>			思決定その他の重さ大 要な光経律が記録表 た文送得した書 たて送等見した書 は出等。) ・財政予定経費 ・ と項等の等の ・ と項等の ・ と で と を き き り と き き り き り き り き り き り き り り り り
		ウ ア及びイに掲げるもののほか、予 算の成立に至る過程が記録された 文書 (二十一の項ハ)	・行政事業レビュー ・執行状況調査			礎となった方針及 び意思決定その他 の重要な経緯が記
		エ 歳入歳出予算、継続費及び国庫債 務負担行為の配賦に関する文書 (二十一の項ニ)	・予算の配賦通知			録された文書(財 務方に送明した 予定経史、 ・上記のほか、行 政機関における予 算に関がする重された 算に解が記録された 文書
	(2) 決算 (歳入及び歳出 の決算報を責務に 関連する計算を関連を関連を表する計算を表現する。 算に経緯(2)に掲げる ものを除 く。))	ア 歳入及び歳出の決算報告書並びに その作製の基礎となった意思決定 及び当該意思決定に至る過程が記 録された文書(二十二の項イ)	・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿歳出簿支払計画差引 簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿	5年	2(1)715(2)	以・財務の ・財務の ・財務の ・財務の ・財務の ・財務の ・財務の ・財務の ・財務の ・大人報告務ににる ・大人報告 ・大人報 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人 ・大人
		イ 会計検査院に提出又は送付した計 算書及び証拠書類(二十二の項 ロ)	・計算書 ・証拠書類 (※会計検査院保 有のものを除く。)			債務に関する計算書を含む。) ・財政法第37条第
		ウ 会計検査院の検査を受けた結果に 関する文書 (二十二の項ハ)	・意見又は処置要求 (※会計 検査院保有のものを除 く。)			3項の規定による 継続費決算報告書 の作製の基礎と なった方針及び意
		エ アからウまでに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録 された文書(二十二の項ニ)	・調書			思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大
		オ 国会における決算の審査に関する 文書 (二十二の項ホ)	<ul><li>・警告決議に対する措置</li><li>・指摘事項に対する措置</li></ul>			臣費・
16 機構及び 定員 (機構及 び定員事 項)	(1)機構及び定員 (機構及び定員 の要求に関する 重要な経緯)	ア 機構及び定員の要求に関する文書 並びにその基礎となった意思決定 及び当該意思決定に至る過程が記 録された文書 (二十三の項)	<ul><li>・大臣指示</li><li>・政務三役会議の決定</li><li>・省内調整</li><li>・機構要求書</li><li>・定員合理化計画</li></ul>	10年	2(1)ア16	移管

.= 31 1 6: 1	(·) by the term	In the IAND BEAUTIFUL TO THE INCIDENT OF THE I		I		at la tretre
17 独立行政 法人等 (独立行 政法人等 に関する 事項)	法律の規定によ	ア 立案の検討に関する調査研究文書 (二十四の項イ)	<ul><li>・外国・自治体・民間企業の 状況調査</li><li>・関係団体・関係者のヒアリ ング</li></ul>	10年	2(1)ア17(1)	移管
		の他の イ 制定又は変更のための決裁文書 ・年度目標案				
		ウ 事業計画、事業報告書その他の年度目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項ハ)				
		ア 指導監督をするための決裁文書そ の他指導監督に至る過程が記録さ れた文書(二十五の項イ)		5年	2(1) 7 1 7(2)	
		イ 違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項ロ)	・是正措置の要求 ・是正措置			
18 政策評価 (政策評 価に関す る事項)	(1) 基本計画、評価 書等 (行政機関が行 う政策の評価に 関する法律(平	ア 政策評価法第6条の基本計画又は 政策評価法第7条第1項の実施計 画の制定又は変更に係る審議会等 文書(二十六の項イ)	<ul><li>・議事の記録</li><li>・配付資料</li><li>・中間報告、最終報告又は提言</li></ul>	10年	2(1)718	移管
	成13年法律第 86号。以下 「政策評価法」 という。)第6	イ 基本計画又は実施計画の制定又は 変更に至る過程が記録された文書 (二十六の項イ)	<ul><li>・外国・自治体・民間企業の 状況調査</li><li>・関係団体・関係者のヒアリ ング</li></ul>			
	条の基本計画の 立案を 対策第10 条第1項その 条第1項その を が成で が が に が に が に が に を に を の 変 関 は に を の 変 関 は に の を の を の と の と の と の と の と の と の と の と	ウ 基本計画の制定又は変更のための 決裁文書及び当該制定又は変更の 通知に関する文書 (二十六の項 イ)	· 基本計画案 · 通知			
の政策評価 施に関する		エ 実施計画の制定又は変更のための 決裁文書及び当該制定又は変更の 通知に関する文書 (二十六の項 イ)	・事後評価の実施計画案 ・通知			
		オ 評価書及びその要旨の作成のため の決裁文書並びにこれらの通知に 関する文書その他当該作成の過程 が記録された文書(19の項に掲 げるものを除く。) (二十六の項 ロ)	・評価書 ・評価書要旨			
		カ 政策評価の結果の政策への反映状 況の作成に係る決裁文書及び当該 反映状況の通知に関する文書その 他当該作成の過程が記録された文 書(二十六の項ハ)	· 通知			
19 公共事業 の実施 (公共事 業の実施 に関する	(1) ・	ア 立案基礎文書 (二十七の項イ)	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	事業終了の 日に保係る特 定日以後5 年又は事後 評価終了の 日に保後2 日に保後1 0年のいず れか長い期間	2(1)ア19	以下について移管 ・総事業費が特に 大規模な事業 (例:100億円以 上)については、
に 事項)		事業の事業計 の立案に関す 検討、関係者 の協議又は調 及び事業の施 その他の重要	<ul><li>・開催経緯</li><li>・諮問</li><li>・議事の記録</li><li>・配付資料</li></ul>		事業計画の立案に 関書事を検討、事業計画の立案環境 影響評価、評価を で他の事業者の ・総事業業(例:10 億円以上)については、事業計画の では、事業計画の では、事業計画の	
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書 (二十七の項イ)	・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ ング			立案に関する検 討、事業完了報 告、評価書その他 の特に重要なもの
		エ 政策評価法による事前評価に関す	·環境影響評価準備書 ·環境影響評価書		・工事誌	
		る文書 (二十七の項へ) オ 公共事業の事業計画及び実施に関 する事項についての関係行政機 関、地方公共団体その他の関係者 との協議又は調整に関する文書	<ul><li>事業評価書</li><li>評価書要旨</li><li>協議調整経緯</li></ul>			
			(二十七の項ロ) カ 事業を実施するための決裁文書 ・実施案 (二十七の項ハ)			
		キ 事業の経費積算が記録された文書 その他の入札及び契約に関する文 書 (二十七の項ニ)	<ul><li>・経費積算</li><li>・仕様書</li><li>・業者選定基準</li><li>・入札結果</li></ul>			
		ク 工事誌、事業完了報告書その他の 事業の施工に関する文書 (二十七 の項ホ)	<ul><li>・工事誌</li><li>・事業完了報告書</li><li>・工程表</li><li>・工事成績評価書</li></ul>			

		ケ 政策評価法による事後評価に関す る文書(二十七の項へ)	・事業評価書 ・評価書要旨	]		
20 栄典又は 表彰 (栄典又 は表彰に 関する事 項)	(1) 授与等 (栄典又は表彰 の授与又ははく 奪の重要な経緯 (5の項(2) に掲げるものを 除く。))	ア 栄典又は表彰の授与又ははく奪の ための決裁文書及び伝達の文書 (二十八の項)	<ul><li>・選考基準</li><li>・選考案</li><li>・伝達</li><li>・受章者名簿</li></ul>	10年	2 (1) 7 2 0	以下について移管 ・内閣総理大臣又 は防衛大臣からの 表彰のうち、特に 重要な表彰に係る もの
21 国会及び 審議会等 (国会及 び審議会 等におけ	(1) 国会審議(1の 項から20の項 までに掲げるも のを除く。)	ア 国会審議文書 (二十九の項)	<ul><li>・議員への説明</li><li>・趣旨説明</li><li>・想定問答</li><li>・答弁書</li><li>・国会審議録</li></ul>	10年	2(1) 7 2 1(1)	以下について移管 ・大臣の演説に関 するもの ・会期ごとに作成 される想定問答
る審議等 に関する 事項)	(2) 審議会等(1の 項から20の項 までに掲げるも のを除く。)	イ 審議会等文書 (二十九の項)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言	10年	2(1) 7 2 1 (2)	移管(部会、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
22 文書の管 理等 (文書の 管理等に 関する事	(1) 文書の管理等	ア 行政文書ファイル管理簿その他の 業務に常時利用するものとして継 続的に保存すべき行政文書(三十 の項)	・行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	2(1)722	以下について移管 ・移管廃棄簿
項)		イ 取得した文書の管理を行うための 帳簿 (三十一の項)	・受付簿 ・保存期間を1年未満として 廃棄した行政文書ファイル 等の類型の記録	5年		
		ウ 決裁文書の管理を行うための帳簿 (三十二の項)	・決裁簿	30年		
		エ 行政文書ファイル等の移管又は廃 棄の状況が記録された帳簿(三十 三の項)	- 移管廃棄簿	30年		
23 統計調査 に関する 事項	(1) 統計調査に関す る重要な経緯	ア 統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	<ul><li>・基本方針</li><li>・基本計画</li><li>・要領</li></ul>	5年	2(1)723	廃棄
		イ 統計の承認に関する経緯が記録された文書 ウ 統計の実施に関する経緯が記録さ	・承認申請書・実施案			
		れた文書 エ 統計の集計結果に関する文書	・事務処理基準 ・調査報告書	30年		移管
24 契約に関 する事項	(1) 契約に関する重 要な経緯(1の 項から23の項 までに掲げるも のを除く。)	ア 契約に係る決裁文書及びその他契 約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了 する日に係 る特定日以 後5年	2(1)724	廃棄
25 行動命令 に基づく 自衛隊の	(1) 行動命令に基づき活動する係のでは、	ア 大臣が発する行動命令及び当該命 令の作成過程が記録された文書	・大臣が発する行動命令案	30年	2(1)ア25	移管
活動項		イ 大臣が発する行動命令に基づく自 衛隊の活動の記録又は報告であっ て、防衛大臣又は上級部隊(司令 部を含む。以下同じ。)の指揮官 の判断に資するもの(活動する部 隊等が作成したものを除く。)	·活動成果報告 ·活動教訓資料	30年	-	
		ウ 行動命令に基づき活動する自衛隊 の部隊等が作成した上級部隊への 定時報告であって、防衛大臣又は 上級部隊の指揮官の判断に資する もの	・日々報告 ・週間報告	10年		廃棄
		エ 行動命令に基づき活動する自衛隊 の部隊等が作成した上級部隊への 報告であって、防衛大臣又は上級 部隊の指揮官の判断に資するもの (ウに掲げるものを除く。)	• 随時報告	3年		移管
26 一般命令 その他の 命のでのに自部隊 のの所の所 をの所 での所 での所 での での での での での での での での での での での での での	(1) 一般命令その他 の命令に基づき 実施する自衛隊 の部隊等の活動 の重要な経緯 (1の項までに掲 げるものを除 く。)	ア 大臣が発する一般命令その他の命令(人事発令を除く。)及び当該命令の作成過程が記録された文書	・一般命令案 ・防衛大臣指示案	10年	2(1)ア26	移管
		イ 共同訓練・演習その他の命令に基 づき実施する部隊等の活動に係る 記録や報告であって、当該活動の 過程及び実績を事後に跡付け、検 証するために必要不可欠なもの	·活動成果報告 ·活動教訓資料	3年		
				1	I	I

27 である。 では、	<ul><li>(1) 指示 (1) 指示 (1) 指示 (1) 指示 (1) 表示 /li></ul>	ア指示書及び当該指示書を受けて作成された文書並びにこれらの作成過程が記録された文書	• 指示書 • 回络告	10年	2(1)727	移管
28 緊急事態 等におけ る対かに 関する事 項	(1) 緊急事態に関する事実関係の上司や関係機関の担当者を伝える 連やかな伝達 (25の項及び27 の項に掲げるものを除く。)	ア 緊急事態等に関する事実関係を上 司や関係機関の担当者に速やかに 伝達するためのFAX又は電子 メール	・速やかな伝達を要する事項 を記載した文書 ・打合せ等の開催通知	1 (該等て定務跡証文し限年別緊に、過の付に書た場ので、過の付に書たる。 当態 決事の検な成に		廃棄 (別途、当 譲等に の事態等思 の事態等思決 定過程の跡付け・ 検証に成し、) 検証に限る。)
29 庶務 (第2欄	(1) 人事管理	ア 任用に関する文書 イ 給与の支払に関する文書	・人事発令通知 ・超過勤務等命令簿	3年 5年3月	_	廃棄
に掲げる業務の区			· 管理職員特別勤務実績簿 · 管理職員特別勤手当整理簿	5年1月		
分(中分 類)を所			·勤務時間報告書 ·出勤簿	5年		
管等を当くである 指け課房の当い房 の受該官局担い房 の当い房 には		ウ 勤務時間及び休暇等に関する文書	・休暇簿 ・休暇簿 ・休暇に関する文書及び報告書 ・振替(代休)管理簿 ・超過勤務代休時間指定簿 ・代休指定簿 ・勤務時間に関する文書 ・甲乙勤務表	3年		
は当 等 同 に 係 の み う 場 る 、 し 、 の み 合 、 限 る み 合 に る る る 。 し 、 し る る る る る る る る る る る る る る る る る			<ul><li>・育児短時間勤務承認請求書の写し</li><li>・育児時間承認請求書の写し</li><li>・育児休業等計画書の写し</li><li>・養育状況変更届の写し</li><li>・自己啓発等休業承認請求書の写し</li></ul>	休業等の終 了した日に 係る特定日 以後3年		
		エ服務に関する文書	·倫理法関係報告資料 ·海外渡航承認申請関係資料	3年		
		オ 人事異動に付随して作成する文書	<ul><li>・身上書</li><li>・事務分掌表</li></ul>	1年		
		カ その他人事管理に関して作成する 文書	・旅行命令簿	5年		

(*)	The world to the angle to the second			1	
(2) 秘密保全·情報 保証	ア 秘密文書の作成等に関する文書	<ul><li>登録簿</li><li>接受簿</li><li>保管簿</li><li>貸借簿</li><li>破棄簿</li><li>管理簿</li></ul>	3 秘を棄はをて年か年文書(し指さ15保を乗者密除らどいは等破く定れ0ら存		廃棄
		・指定(解除、条件変更)書 ・通知書 ・複製書 ・送付書、受領書	期間 秘密文書等 を廃棄又は 秘密指定を 解除した日		
		・閲覧簿 ・複写記録簿 ・閲覧承認書 ・交付伝達に係る文書	から5年 当該秘密文 書等と同一 の保存期間		
		・報告及び照会又は意見に係る文書	1年		
	イ 秘密保全検査に付随して作成する 文書	・定期検査報告書 ・件名等報告 ・特別検査、特別管理秘密調 査、内局内見回り点検に係 る文書	5年		
	ウ 管理体制・流出防止に付随して作 成する文書	・適格性に関する文書 ・取扱者指定に係る誓約書	当該職員が 転属又は退 職に係る特 定日以後1 年		
		<ul><li>・携帯電話持込許可書</li><li>・取扱者名簿</li><li>・保全責任者指定書</li><li>・引継確認書</li><li>・立入申請書</li></ul>	5年		
		・情報保証に係る誓約書	当該職員が 転属又は退 職に係る特 定日以後5 年		
		・個別面談に係る文書 ・報告及び照会又は意見に係	3年 1年		
		る文書	·		
	エ 可搬記憶媒体の管理に関する文書	• 可搬記憶媒体管理簿	可搬記憶媒 体を廃棄し た日に係る 特定日以後 5年		
(3) 文書管理	ア 行政文書の整理に関する文書	·標準文書保存期間基準	常用	_	廃棄
	イ 人事異動に付随して作成する文書	• 文書管理者引継報告書	引継ぎを サスポーツ 明た 対理者に 対し は で 係る が 後 1 に り の り に り の り に り に り に り に り に り に り		
		<ul><li>文書管理者等指定通知書</li></ul>	新たに文書 管理者等指 定通知書が 作成に係る 日に以後1 年		
	ウ 文書管理の監査に付随して作成す る文書	・文書管理の監査結果	3年		
	エ 文書管理の点検に付随して作成す	・文書管理の点検結果	1年		
	る文書 オ 契印の割り印を押した文書	・契印控え	決裁文書と 同一の保存 期間		
(4)個人情報	ア 個人情報の管理に関する文書	・個人情報ファイル簿 ・個人情報ファイル等管理台 帳	当該保有個 人情報文書 と同一の保 存期間	_	廃棄
	イ 個人情報の管理体制に関する文書	・点検、検査に関する文書	3年		
		・指定(解除)書、指定変更 書	新たに保護 責任者指定 書等が作成 された日に 係る特定日		
			以後1年		

•						
	(5) 物品管理	ア 防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛庁訓令第115号) 第41条に規定する諸記録	・物品供用簿 ・物品管理簿 ・管理換票、供用換票、保管 換票 ・供用票、返納票	5年又は3 0年(台帳 形式の場 合)	_	廃棄
	(6) 調達要求	ア 年度の予算により行う調達要求に 関する文書	・調達要求書の写し ・納品書検査調書	部内監査後 に係る特定 日以後1年	_	廃棄
	(7) 経費の執行	ア 国内旅費の執行に関する文書	<ul><li>・旅費請求書の写し</li><li>・出張伺い</li><li>・旅費使者払申請書の写し</li></ul>	部内監査後 に係る特定 日以後1年	_	廃棄
		イ 外国旅費の執行に関する文書 ウ 経費の執行に関する文書	<ul><li>・旅費請求書の写し</li><li>・旅行日記の写し</li><li>・旅費使者払申請書の写し</li><li>・会議費使用伺い</li></ul>			
	(8) 予算	ア年度の予算に関する文書	・概略推計 ・概算要求 ・執行計画 ・示達書	1年	_	廃棄
	(9) 会計検査等	ア 不定期に行われる会計検査に付随 して作成する文書 イ 毎年度定期的に行われる部内会計	· 会計檢查受檢資料 · 部内会計監查受檢資料	3年	_	廃棄
		監査に付随して作成する文書	・チェックリスト	1 4		
	(10) 業務支援	ア 毎年度定期的に行われる業務支援 に付随して作成する文書	<ul><li>・他機関からの業務支援依頼</li><li>・他機関への業務支援依頼</li></ul>	1年	_	廃棄
	(11)機構・定員要求	ア 毎年度定期的に行われる機構・定 員要求等に付随して作成する文書	・機構要求 ・定員要求	1年	_	廃棄
	(12) その他庶務	ア行事関係文書	・行事に関する連絡	1年	_	廃棄
48	(,) 49.34 (11 - //	イ業務予定表	・年間業務予定表	1年		
30 一般 (当該 等の (等の (第四 (第四 (第四 (第四 (第一 (第一 (第一 (第一) (第一) (第一) (第一) (第一) (第	(1) 報道(他の行政 文書ファイルに 分類されない文 書に限る。)	ア 報道関係文書	- 報道想定問答	1年	_	廃棄
	(2) 協議等	ア 所掌事務に直接関係しない協議、 意見照会等	・法令協議 ・白書協議 ・引用法令照会 ・意見照会	1年	_	廃棄
	(3) その他一般(本区分は、既存の事項	係る文書		10年	本区分を適用する場合、個々の	「移管」に該当 する行政文書が
	に当てはまらない 行政文書を一時的 に整理保存するも	イ 通常の意思決定又は行政の記録に 係る文書		5年	行政文書ごとに 訓令別表第2の 該当性を判断す	含まれる行政文 書ファイルは全
	のであり、保存期間表の見直しを行	ウ 定型的な意思決定又は行政の記録 に係る文書		3年	る。   あっぱっていぬい	て移管
	同様に、本区分書 う繁理した行政工程 が適切に整理保新た な事項を定め、表 わせてイ政等の分割 も定めるものとす る。)	エ 軽易な意思決定又は行政の記録に 係る文書		1年		

#### 備考

- 第30の項(3)に掲げる分類は、仮分類での一時的な整理を要する場合(進行中の事務に係る行政文書ファイルをまとめた場合など)に用いるものとする。「行政文書ファイル」は年度ごとにまとめることを原則としていることを踏まえ、文書管理者は、年度末の時点で仮分類により整理した行政文書ファイル等について、その記載内容を確定させるものとする。
- 2 複数の文書管理者が同じ行政文書を保有することとなる場合において、防衛省行政文書管理細則(官文第4026号。23.4.1。以下「細則」という。)第8第1項第7号及び同項第8号に基づき一元的な管理に責任を有する文書管理者以外の文書管理者は、業務上の必要性に応じ、当該行政文書に、より短い保存期間(1年未満を含む。)を定めることができる。
- 3 文書管理者が同じ行政文書を複数保有することとなる場合においては、標準文書保存期間基準に従い保存すべき行政文書 1 部を除き、業務上の必要性に応じ、他の行政文書に、より短い保存期間(1 年未満を含む。)を定めることができる。
- 4 保存期間の設定に際しては、防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号。以下「訓令」という。)第17条第5項(歴史公文書等)及び第6項(意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書)に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる。例えば次の類型に該当する文書の保存期間は、1年未満とすることができる。
  - (1) 別途、正本又は原本が管理されている行政文書の写し
  - (2) 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
  - (3) 出版物や公表物を編集した文書
  - (4) 所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
  - 5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
  - 6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- 5 前項の規定により1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検 証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。
- 6 第4項の保存期間の起算日は、行政文書の作成又は取得に係る日の翌日とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、第4項の規定により保存期間を1年未満とすることができる行政文書のうち受信した電子メールの保存期間の起算日は、当該電子メールの受信の日とすることができる。
- 8 第4項各号に該当する保存期間を1年未満とする行政文書については、文書管理情報の保存期間欄に同項の該当号を付記するものとする(例:別途、 正本又は原本が管理されている行政文書の写しの場合 1年未満(1))。
- 9 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第4項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、訓令第17条第5項(歴史公文書等)、第6項(意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書)及び第8項(重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書)に該当しないことを確認した上で廃棄するものとする。この場合において、文書管理者は細則第10第3項第3号に定める期間の中で、どのような類型の行政文書ファイル等について、いつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに、主任文書管理者(大臣官房の文書管理者にあっては、副総括文書管理者)を通じて、総括文書管理者に報告するものとする。